

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	静岡県
3. 市区町村名	御殿場市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	9-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.gotemba.shizuoka.jp/">http://www.city.gotemba.shizuoka.jp/</a>

執行機関名 御殿場市長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	御殿場市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱(平成25年御殿場市告示第203号)に関する事務
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		御殿場市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第4の項 御殿場市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱(平成25年御殿場市告示第203号)に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	御殿場市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱(平成25年御殿場市告示第203号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。	第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費等の一部を助成することにより、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、予算の範囲内において助成金を交付することについて必要な事項を定め、その交付に関しては、御殿場市補助金交付規則及びこの要綱の定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		御殿場市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱(平成25年御殿場市告示第203号)